第六章

性犯罪

# ――二〇〇六年一月一日現在の正文――

スウェーデン刑法典(試訳)(三・完)

#### 坂

田

第二十一章

第二十章 第十九章 職務過誤等 王国の安全に対する罪 軍人の罪

第十八章 第十七章 第十六章 第十五章 第十四章

反逆罪

公共の活動に対する罪 公共の秩序に対する罪 偽証、虚偽訴追及びその他の不実陳述

偽造に関する罪 公共に危険な罪

第二十二章 第二十三章 犯罪の未遂、予備、予謀及び共犯 戦時反逆罪

第二十四章 刑事責任欠如の一般的根拠

------(以上七九巻一一号)

第二十五章

63

第一編 第四章 第三章 総則

第一章 罪及び罪の制裁

刑法典目次

第十三章

第二章 スウェーデン法の適用 罪について

生命及び健康に対する罪

第五章 名誉侵害 自由及び平穏に対する罪

第八章 第七章 窃盗、強盗及びその他の盗犯 家族に対する罪

第九章 横領及びその他の背任 詐欺及びその他の欺瞞

損壊の罪……………(以上七九巻一○号) 債権者に対する罪その他

制裁について

第二十六章

第二十八章 第二十七章 保護観察

第二十九章 第三十章 制裁の選択 量刑と制裁の猶予

第三十一章

第三十二章[一九八六年法律第六四五号をもつて効力停止]

条件付判決

特別保護への委託

勾留及び拘置期間の本刑算入

第三十四章 罪の競合及び制裁の変更に関する規定

第三十六章 第三十五章 財物の没収、 制裁の時効 企業罰金及び犯罪のその他の特別

法律効果

第三十八章 第三十七章 訴訟法規定等 委員会について

刑法施行法(抄)

------(以上本号)

めなければならない。特別な理由がある場合には、 従い、三十クローネ以上千クローネ以下の間の定額に定 の他の経済的状況にてらして相当と判断されるところに 各々の日額は、被告人の収入、財産、扶養義務及びそ 日額

の金額を減額修正することができる。

第

条

罰金は、

第二十五章

罰金

第三

制裁につい

7

罰金は、

一定の罰金形式が罪について定められていない

定額罰金又は標準化罰金として言渡される。 罪について定められているところに従い、

日数罰金、

最低罰金額は、 四百五十クローネとする。(一九九一

年法律第二四〇号)

第三条 定額罰金は、百クローネ以上二千クローネ以下に 定めなければならない。寡額の上限が特に規定されてい る場合には、その規定が適用される。(一九九一年法律

第四条 に従い、 標準化罰金は、 特別な算定根拠に従つて定められなければなら 罪について定められているところ

第二四〇号)

64

#### 第二条

ればならない。

日数罰金は、

第二〇一号)

第八五号、一九九一年法律第二四○号、一九九三年法律

れる。(一九八〇年法律第一一三三号、一九八一年法律 満たない刑を科すべき場合には定額罰金として、言渡さ 場合には日数罰金として、又は罪が三十日の日数罰金に

三十日以上百五十日以下で定めなけ

ない罰金である。

最低罰金額は、 百クローネとする。(一九九一年法律

〇号)

第二四〇号

第五条 てこれを適用することができる。 いる場合には、 罰金は、 右の複数の罪に対する併合された刑とし 複数の罪のそれぞれに罰金が法定されて

額罰金を言渡し、かつ同時にその余の罪に対しては他の の罪に対して定額罰金が規定されている罪に対して、 特別な理由がある場合には、裁判所は、一個又は数個 定

換刑することのできない罰金が規定されている罪にはこ れを適用しない。(一九九一年法律第二四〇号) 罰金における併合された刑は、標準化罰金又は拘禁に

形式の罰金を言渡すことができる。

第六条 その罪のどれかが日数罰金に当たる場合には、 としてこれを言渡すことができる。 複数の罪に対する併合された刑としての罰金は、 日数罰金

罰金は最高五千クローネの金額に定めることができる。 合には、 右の罪のいずれかに最低の罰金刑が規定されている場 併合された刑として、日数罰金は最高二百日及び定額 その刑を下回ることはできない。(一九九一年

第七条 法律第二四〇号、 罰金は国庫に帰属する。(一九九一年法律第二四 一九九三年法律第二〇一号)

> 第八条 罰金の納付及び徴収については、 罰金刑執行

法

(一九七九年法律第一八九号)に定める。

拘禁に換刑することができる。 (一九九一年法律第二四 刑執行法に定めるところに従い、十四日以上三月以下の 他に定めのない限り、 支払いのなかつた罰金は、 罰

金

〇号)

第九条 用しなければならない。その他の過料については、本章 場合に科される過料については、第七条及び第八条を準 らない。(一九九一年法律第二四○号) において罰金について定めるところを適用しなければな 裁判所又はその他の機関の決定によつて、 特別な

第二十六章 拘禁

第 条に法定するところを適用する。 科される拘禁を宣告する場合の拘禁の期間については同 第三条による場合を除き十年を超え、又は十四日を下回 つてはならない。第二十八章第三条により保護観察と併 るところに従つて宣告される。有期拘禁は、 条 拘禁は、 罪に対して有期又は終身と法定されて 第二条又は

罰金の換刑処分としての拘禁については別に法定する。

(一九八一年法律第二一一号 (一九八一年法律第三三一

号により改正))

併合された刑としてこれを用いることができる。 拘禁は、複数の罪の一つに拘禁が伴う場合には、

てはならない。更に、刑の上限に下記の年数を加えた期 することができる。但し、相互に合算された上限を超え 有期の拘禁は、複数の罪の最高刑の上限を超えて設定

間を超えてもならない。

二、刑の上限が五年又はそれより長期の拘禁であつて、 、年の拘禁よりも短期の場合には二年、

刑の上限が五年の拘禁よりも短期の場合には一年、

刑の上限が八年又はそれより長期の拘禁の場合には

四年。

ものと解さなければならない。 第二項の適用に際して罰金は十四日の拘禁に相当する

最低刑の上限は、これを下回つてはならない。(一九

八八年法律第九四二号)

再犯として右の罪に伴う最高刑の上限又は複数の罪にか 後六年を超える拘禁に当たる罪を犯した場合、その者は 二年以上の拘禁に処された者が、その判決の確定

かる場合には第二項の適用によつて右の罪に伴う最高刑

第七条

の上限を四年超える刑期の拘禁に処することができる。 二十一歳未満のときに犯された罪は、これを第一項に

掲げる引上げの根拠とすることができない。

外国の判決はスウェーデンの判決と同一の効力を与え

られる。(一九八一年法律第二一一号)

第四条 削除(一九八八年法律第九四二号)

第五条

拘禁に処された者は、他に特別な定めのない限

刑の執行のためこれを矯正保護施設に収容しなければな らない。(一九九八年法律第六○四号)

第六条 第三項又は第七条による場合を除き、刑期の一月以上、 有期刑の執行を受けている者は、第二項もしくは

る。 かつ三分の二以上の執行を受け終つたときに仮釈放され

刑処分として宣告された拘禁ではこれを行わない。 仮釈放は、第二十八章第三条による拘禁又は罰金

並の換

による時点よりも後にこれを延期することができる。 対象者が要求する場合、仮釈放は、第一項又は第七条

(一九八三年法律第二四〇号、一九九三年法律第二〇一

号、一九九八年法律第六〇四号)

第六条の二 削除 対象者が施設内執行に適用される事項に本質的に (一九九八年法律第六〇四号) 第九条

矯正保護は、

第六条第三項による仮釈放の延期及

七五号)

び第七条による仮釈放の延長について決定を行う。

項に掲げる問題に関する決定は、他に命令のない

。。違反した場合には、仮釈放の時期を延長することができ

る。

とができる。 仮釈放の延長は、違反の度ごとに最高十五日とするこ

い。(一九九三年法律第二〇一号、一九九八年法律第六のと判断できるか又はすべきかを考慮しなければならな反行為が対象者に対するその他の否定的結果を及ぼすも仮釈放の延長にかかる問題の審理に際しては、その違

〇四号)

期間及び罰金の換刑処分についてはこれを適用しない。ない。但し、第二十八章第三条に従い宣告された拘禁のの適用に際して、合算された刑期に配慮しなければなら第八条 複数の拘禁が同時に執行される場合には、第六条

する。(一九九三年法律第二○一号、二○○○年法律第されたと解される期間もこれを執行を受けた期間に計算する法律(一九七四年法律第二○二号)に従い刑が執行第三十三章第六条並びに第七条及び刑期の計算等に関

一九九八年法律第六〇四号、二〇〇五年法律第九六七限り直ちに効力を生じる。(一九九三年法律第二〇一号、

号)

する期間、但し最低一年間の観察期間が適用される。第十条 仮釈放の後には仮釈放の際に残存する刑期に相当

号

(一九八三年法律第二四〇号、

一九九八年法律第六〇四

き旨を決定することができる。監督に関する決定は矯正施と同時に又は実施後に、仮釈放対象者を監督に付すべ第十一条 監督が必要と判断される場合には、仮釈放の実

にこれを終了しなければならない。(一九九三年法律第督は、特に決定がない限り観察期間が一年経過したときすべき旨を決定できる。第十八条による場合を除き、監ないと判断される場合には、監督委員会は、監督を終了保護がこれを言渡す。監督が決定されたがその後必要で

第九六七号)

二○一号、一九九八年法律第六○四号、二○○五年法律

る。(一九九八年法律第六○四号、二○○五年法律第九て監督を補助する一人又は複数の者を命じることができで実施される。右の公務所は保護司を命じ、必要に応じ第十二条 監督及び施設外矯正保護は矯正保護の指揮の下

六七号

その他保護司の指示に従つて保護司との接触を確保しなを通知し、呼出しに応じて保護司のもとに出頭し、及びに自らの住居、就職及び監督に意味のあるその他の状況第十三条 仮釈放された者は、監督に服する場合、保護司

第十五条

仮釈放された者が社会への適応のため、観察期

○四号、二○○五年法律第九六七号)の者についてもこれを適用する。(一九九八年法律第六いて定めた前段の事項は、矯正保護の公務員及びその他

ければならない。矯正保護が定めた程度で、保護司につ

まためになし得ることを実行しなければならない。 能力に応じて自らの生活を維持し、その他本法又は本法能力に応じて自らの生活を維持し、その他本法又は本法 のは基づいて言渡された遵守事項もしくは指示によつて課 で基づいて言渡された遵守事項もしくは指示によつて課 で基づいて言渡された者が犯罪によつて生じた損害を いた者は、呼出しに応じて矯正保護に出頭する義 の釈放された者は、観察期間中善行を保持し、 第十四条 仮釈放された者は、観察期間中善行を保持し、

されるように活動しなければならない。矯正保護は、こ

定される範囲内で、

損害賠償義務の履行のための時

他の事情にてらして本人の社会への適応を妨げないと仮を義務づけられている場合、本人の経済的状況又はその

者が再犯をしないように、

またその者の社会適応が促進

監視並びに援助及び介助の仲介を通して、仮釈放された

仮釈放された者が監督に服しているとき、矯正保護は、

九九八年法律第六〇四号、二〇〇五年法律第九六七号)について継続的に通知を得ていなければならない。(一の目的のために仮釈放された者の生活及びその他の状況

を定めて又は当分の間言渡すことができる。特別遵守事とすると仮定する理由があるとき、右の遵守事項を期間間中に本人が遵守すべき特別遵守事項による介助を必要

一、一度につき最高一年までの一定期間の住居又は滞在項には下記の事項を定めることができる。

場所、

二、就職、その他の職業活動又は教育

に、医療保護、禁酒保護もしくはその他の保護又は病院 ・もしくはその他同様な施設における保護もしくは治療。 を表務があることを遵守事項に定めることができる。 を教否かを統制するために、血液、尿又は呼気を提供するか否かを統制するために、血液、尿又は呼気を提供するか否かを統制するために、血液、尿又は呼気を提供するか否かを統制するために、血液、尿又は病院とは、疾病、禁酒保護もしくはその他の保護又は病院

施設から離れたか否かを通知する義務を遵守事項として 校又は遵守事項に記載されているその他の活動もしくは 護と接触する方法及び範囲を指示することができる。 右の遵守事項には、仮釈放された者が保護司又は矯正保 当たつて適用される特別遵守事項を言渡すことができる。 び方法について遵守事項を言渡すことができる。 仮釈放されている者が監督に服している場合、監督に 仮釈放された者が保護司又は矯正保護に、職場、

第十六条 できる て言渡される。 の期間について第十五条による遵守事項を言渡すことが 第十五条による遵守事項は、 矯正保護は、 監督委員会が決定するまで 監督委員会によつ

定めることができる。(一九九八年法律第六○四号、二

○○五年法律第九六七号)

第十七条 監督委員会は、言渡された遵守事項を変更もしくは破棄 八年法律第六〇四号、二〇〇五年法律第九六七号) し又は新たな遵守事項を言渡すことができる。(一九九 仮釈放された者の発達及び個人的状況の結果をみて、 保護司は、第十五条による遵守事項の執行の問

> 第十八条 下記の決定をすることができる。 言渡し又は第三十七章第七条第一項による決定をせずに、 しない場合、監督委員会は、第十五条による順守事項の された遵守事項もしくは指示により課されたことを遵守 仮釈放された者が本法又は本法に基づいて言渡

二、遅くとも観察期間の満了又は一年の観察期間の経過 一、仮釈放された者に警告を言渡すべき旨の決定、 の後一定期間釈放された者を監督に付する旨の決定。 又は

(一九八三年法律第二四〇号)

学 更

第十九条 仮釈放された者が自分の義務を甚だしく無視し、 度ごとに最高十五日間条件付で承認された自由の没収を 善することはないと仮定できる場合、右の委員会はその 監督委員会のとり得る措置によつては対象者が自らを改 宣言することができる。(一九九八年法律第六○四号)

第二十条 第十八条に定める措置は、観察期間の満了後は これを決定することができない。第十九条に定める措置 上げられた場合に限りこれを言渡すことができる。(一 の決定は、監督委員会によりその問題が期間満了前に取

第二十一条 認定されたときの、 拘禁に処されたものが他の罪を犯していたと 条件付きで承認された自由の没収及

接必要な修正を措置することができる。

題に関して指示を言渡し、また一時的な緩和を行い、

直

九七三年法律第九一八号)

第二十二条 条件付で承認された自由を没収する問題もしびその他の措置については第三十四章に法定する。

くは第十八条に定める措置もしくは仮釈放された者を保

決定はその事由の生じるごとにこれを再審理しなければ事情によりその後の命令のあるまで適当な方法で仮釈放事情によりその後の命令のあるまで適当な方法で仮釈放きれた者を引致すべきことを命じることができる。右の

ならない。

を拘束することはできない。(一九八三年法律第二四○命じることができる。観察期間の満了後は引致される者定によつて、更に最高一週間その者を拘束すべきことを東してはならない。正当な理由が存する場合、新たな決東してはならない。正当な理由が存する場合、新たな決東してはならない。(一九八三年法律第二四○

なければならない。(一九八三年法律第二四〇号)は、没収された部分はこれを新たな判決による刑と解さに没収を宣言された場合、新たな仮釈放の問題に関してに対収を宣言された場合、新たな仮釈放の問題に関して

とができなくなつた場合、観察期間の満了とともに刑が第二十四条 条件付で承認された自由の没収を宣言するこ

第三条

条件付判決を受けた者は、二年間の観察期間に服

完全に執行されたと解さなければならない。

#### 第二十七章 条件付判決

と判断される罪に対して、条件付判決を言渡すことがで第一条 裁判所は、制裁を罰金にとどめることができない

るか否かに関係なく、最高二百日の日数罰金を併科する第二条 条件付判決には、その罪に罰金刑が法定されていきる。(一九九八年法律第九四二号)

ことができる。(一九九一年法律第二四〇号)

を指示しなければならない。

対決の主文において、代替的に拘禁が制裁として選択さ判決の主文において、代替的に拘禁が制裁として選択さ判決の主文において、代替的に拘禁が制裁として選択される場合に、どの程度の刑期の拘禁が言渡されるべきから信ぎ行。言系を目的した。

できる。(一九九八年法律第六○四号)検察官の請求に基づき、これを変更又は終了することが検察官の請求に基づき、これを変更又は終了することが

ることができる。

さなければならない。

判所の裁判が同意意思表示により又はその他対象者に対 観察期間は、 罪に対する制裁にかかる事項における裁

第四条 して確定したときより起算される。 対象者は、観察期間中善行を保持し、能力に応じ

て自らの生計を維持しなければならない。

条件付判決が社会奉仕命令と結合している場合には、

矯正保護の作成する作業計画に従つて社会奉

六〇四号、二〇〇五年法律第九六七号) 仕命令を完遂しなければならない。(一九九八年法律第

第五条 対象者は、罪によつて生じた損害を補償する義務 された期間及び方法で完遂するよう努めるべき旨を定め 対象者が刑事損害賠償責任の全部又は一部を判決に指示 務を完遂しなければならない。裁判所は、観察期間中に を科されている場合には、自らの能力の範囲内でこの義

社会への再適応のために適切であると判断される場合に 罪により財産上の損害が生じており、 損害を回復又は限定するための作業もしくは罪及び 裁判所は、 対象者が判決に指示された期間及び方法 かつ、対象者の

損害の性質にてらして適当と認められる作業を行うこと

右の遵守事項は、 で、損害受忍者を援助すべき旨を定めることができる。 損害受忍者の同意のあるときにのみこ

れを言渡すことができる。

は終了することができる。(一九九七年法律第七六一号) るときに、検察官又は対象者の申請によりこれを変更又 第一項又は第二項に定める遵守事項は、 その理

由があ

第六条 しない場合、裁判所は、 対象者が条件付判決によつて科された事項を遵守 検察官が観察期間の満了以前に

置をとることができる。

請求を行うという要件の下に、

状況により次に掲げる措

第五条に従い遵守事項を定め、又は既に定められた 警告を対象者に発すべき旨の決定

₹ 条件付判決を取消し、罪に対して別の制裁を定めるこ

遵守事項を変更すること、

これをすることができない

第一項第一号又は第二号の措置は、

観察期間満了後は

びに社会奉仕命令の遵守事項の結果対象者が行つた事項 第二条及び第三十四章第五条に従つて判決された罰金並 に相当な配慮をしなければならない。この場合、 条件付判決が取消された場合、 制裁の決定に当たつて 罪に定

八年法律第六〇四号)

定するときにこれを遵守しなければならない。(一九九 ている場合に、拘禁を判決するときは、 められている拘禁よりも短い刑期の拘禁を科すことがで 第二条の二第二項に定める事項が判決に述べられ 刑期の長さを決

第七条 付判決の取消及びその他の措置については、第三十四章 対象者が他の罪を行つたと認められるときの条件

#### 第二十八章 保護観察

に法定する。

第一条 罪に対して、保護観察を言渡すことができる。(一九八 八年法律第九四二号) 裁判所は、 制裁を罰金にとどめることのできない

とができる。(一九九一年法律第二四○号) か否かに関係なく、最高二百日の日数罰金を併科するこ 保護観察には、その罪に罰金刑が法定されている

第二条の二 被告人が同意する場合、 働を行う義務を目的としなければならない。 守事項は、 命令にかかる遵守事項を付加することができる。右の遵 四十時間以上二百四十時間以下の無報酬の労 保護観察に社会奉仕

裁判所は、社会奉仕命令の遵守事項を言渡すときには、

して上訴がある場合には、

上級裁判所は、

執行の停止を

れる場合に、どの程度の刑期の拘禁が言渡されるべきか 判決の主文において、代替的に拘禁が制裁として選択さ

を指示しなければならない。

九九八年法律第六〇四号)

かかる遵守事項を変更又は終了することができる。(一

監督委員会は、その理由が存する場合社会奉仕命令に

第三条 保護観察には、 十四日以上三月以下の拘禁を併科

することができる。 に第二条に従い罰金に処し又は社会奉仕命令にかかる遵 裁判所が保護観察及び拘禁を併科する場合には、

同 時

を執行すべき旨を命じることができる。(一九八八年法 判決につき、その確定していないことに妨げられずこれ 守事項を言渡すことはできない。 状況により必要とされる場合、 裁判所は、 右の拘禁の

律第九四二号、一九九八年法律第六〇四号)

第四条 第五条 期間中継続する。(一九八三年法律第二四〇号 定するまで監督の猶予を命じることができる。 ばならない。但し、裁判所は、 保護観察は、その執行の開始の日から三年の観察 保護観察は、 判決の日より監督と結合されなけれ 対象者に対して判決の確 判決に対

命じることができる。

察期間のうちの一年が経過したときにはこれを終了しな 条の規定による場合を除き、 ければならない。 監督は、 第四項又は第五条の二、第七条もしくは第九 特段の命令のないままに観

なかつた期間は、 れを算入してはならない。 に被告人が保護観察の言渡を受ける場合、執行がなされ 上級裁判所の決定の結果執行が停止されたが、 観察期間又は第二項で定める期間にこ その後

保護観察が、対象者みずからが遵守するとした処遇計

ることができる。

監督委員会は、

その理由があると認め

九八年法律第六〇四号 定めるよりも長期の監督期間を命じることができる。 てはならず、また観察期間を超えてもならない。(一九 画に結合された場合、裁判所は、判決の中で、第二項に 右の期間は、 処遇が完了するのに必要な長さを超え 但

第五条の二 保護観察に社会奉仕命令の遵守事項が付加 ために必要な場合、監督委員会は、 つて社会奉仕命令を完遂しなければならない れた場合、対象者は、 対象者を社会奉仕命令の完遂に至るまで監督下におく 矯正保護の作成する作業計画に従 観察期間のうちの ප්

年間を経過した後においても一定期間対象者の監督につ

右

を超えることができない。(一九九八年法律第六〇四号、 いて決定することができる。 但し、 その期間は観察期間

第六条 二〇〇五年法律第九六七号) 第二十六章第十二条ないし第十七条に規定するこ

とは、 は 並びに第二十七章第五条第二項に従い、遵守事項を定め で、監督担当者を命じなければならない。 ならない。 判決の中で、第二十六章第十五条第一項及び第二項 保護観察を言渡された者に関して準用しなければ 裁判所は、 特別な理由がない限り、 また、 判決の中 裁判所

第六条の二 第三十章第九条第二項第三号に定める場合に て、 ができる。(一九九三年法律第二〇九号) ために決定的な重要性をもつときには、 おいて、裁判所は、 る場合には、右の遵守事項を変更し、又は廃止すること 拘禁が代替的に制裁として選択される場合に言渡さ 計画された処遇が保護観察を言渡す 判決主文にお

処遇計画に関する遵守事項を常に定めなければならない。 の計 右の処遇計画に関する遵守事項と結合して、 右の場合には、 画の遵守の重大な違反をした場合に、処遇に責任 裁判所はまた、 対象者がみずから従う 対象者が

れなければならない拘禁の期間を定めなければならない

を定めることができる。(一九九八年法律第六〇四号、をもつ者が矯正保護又は検察官に対して通告するべき旨

二〇〇五年法律第九六七号)

致の期間は一週間を超えてはならない。(一九九二年法対象者の身柄を引致する旨命じることができる。右の引対象者が訴訟事件で拘置されている場合には、処遇ホーム又第六条の三 第六条の二に定める場合に、裁判所は、対象

定める問題について決定せずに、次の決定をすることがり遵守事項を定めずに、又は第三十七章第七条第一項にり遵守事項を定めずに、又は第三十七章第十五条によ第七条 保護観察の判決の結果科された義務に、対象者が

律第三七三号)

一、対象者に警告を発すべき決定

十四章第六条に基づいて、監督及びその一年間の継続にの終了すべき旨を決定することができる。裁判所が第三が不必要であると判断される場合、監督委員会は、監督が不必要であると判断される場合、監督委員会は、監督が不必要であると判断される場合、監督委員の決定。二、観察期間の内の一年を経過した後もなお一定期間、二、観察期間の内の一年を経過した後もなお一定期間、

ついて決定したときも同様である。

員会がこれを決定することはできない。(一九八八年法第一項に定める措置は、観察期間の満了後に、監督委

律第九四二号)

第八条

対象者がその義務を悪意で無視した場合であつて、

無視した場合にこれを提起することができる。(一九八おいてその者に適用される処遇計画による義務を悪意で右の請求は、対象者が第六条の一第一項に定める場合にはならない。監督委員会の提案がない場合であつても、護観察を取消すべき旨の請求を行うことを要求しなけれる場合には、監督委員会は、検察官が裁判所に対して保かつ監督委員会のとり得る措置に効果がないと考えられ

八年法律第九四二号)

右の請求は、観察期間の満了以前に係属しなければな

らない。

ない。本条に定める場合には、その犯罪に定められてい禁により受忍したところに相当の配慮をしなければなら禁により受忍したところに相当の配慮をしなければなら禁により受忍したところに相当の配慮をしなければならなり。この際、対象第九条 保護観察が取消される場合、裁判所は、その罪に

被引致者を一

週間以上拘束することはできない。

正当

第九四二号、一九九八年法律第六〇四号) 終了後はこれをすることができない。 措置を決定することができる。 られる場合、 決定について右の事項を考慮しなければならない 呈示された場合裁判所が拘禁を言渡すときにも、 第二項又は第六条の二第一項に定める事項が判決の中に るよりも短期の拘禁を言渡すことができる。第二条の二 保護観察を取消すべき充分な理由が存在しないと認 裁判所は、 それに代えて、第七条に定める 右の措置は、 (一九八八年法律 観察期間 刑期 め 0 0

定する。 護観察の取消及び他の措置については、第三十四章に法第十条 対象者が他の罪を犯したと認められるときの、保

第十一条 され る。 間対象者を適切な方法で引致すべき旨命じることができ n 置をとる問題が生じた場合、 た裁判所は、 もしくは対象者を保護もしくは処遇に従わせるための た場合、 なければならない。 右の決定は、 保護観察を取消す問題又は第七条に定める措置 監督委員会又は第八条による請求の提起され 状況の示すところに従い、 再審査の事由の生じるごとに、 又は対象者が保護観察を逃 次の命令をまつ 再審査

その者を決定が確定するまで引致しておく旨命じることときに、対象者が引致されている場合には、裁判所は、裁判所が保護観察を取り消すべき旨の決定を宣言する更に、最高一週間拘束すべき旨命じることができる。

Aの ハーム (COLE MARTE) はいまた。 観察期間の満了後は、被引致者を拘束することはでき ができる。

第二十九章 量刑と制裁の猶予(二号により本章新設)ない。(一九八七年法律第七六一号)

第 第二条 個々の犯罪類型について妥当するところとともに、 侵害性又は危険、 度の範囲内で定められなければならない び総合された犯罪性の刑罰価値に従い適用 一条 意図もしくは動機が個別的に考慮されなくてはならない は認識すべきであつた事柄、 刑罰価値の判断に当たつては、 刑罰価 刑は、 統一 :値の判断に当たつての加重状況としては、 被告人がそれらについて認識しもしく 的な法の適用の利益にてらして、 及び、被告人が有していた 行為の意味した損害、 可能な刑罰 罪及

下記の事項を考慮しなければならない。

被告人が現実に起こつたよりも相当に深刻な結果の

発生をその行為によつて意図していたか

二、被告人が特に無思慮を示していたか、

に特に困難を感じている者を利用したか、三、被告人が他の無保護状態にある者又は自己を守るの

な信頼関係を乱用したか、四、被告人が自分の地位を悪用したか又はその他の特別

五、被告人が深刻な強制、忌避又はその若さ、無理解も

六、罪が特に綿密に計画されたかもしくは大規模に実行誘引したか、

た、ある個人、民族集団又はその他の同様な人々の集自、信仰、性的傾向又はその他の同様な事情に基づいて、犯罪の動機が人種、肌の色、国籍もしくは民族的出を果している犯罪活動の一環として実行されたか、を果している犯罪活動の一環として実行されたか、

○八号)
号、二○○二年法律第三三二号、二○○三年法律第四号、二○○二年法律第三三二号、二○○三年法律第三○六を損なうものであつたか。(一九九四年法律第三○六八、罪がその親族との関係における児童の平穏及び信頼

団を虐待することにあつたか、

R三条 刑罰価値の判断の際の減軽状況としては、一定の

の事項を考慮しなければならない。 場合について定められているところとともに、特に下記

、罪が他の者の重大な強要行為によつて生じたか、

一、被告人が精神的な障害もしくは意識の動揺の結果、

る能力を著しく減殺していたか、 又はその他何らかの原因により、自らの行為を統制

の明らかな不足と琂合しているか、三、被告人の行動が、被告人の発達、経験又は判断能力

四、罪が強烈な人間的な同情心から生じているかの明らかな不足と結合しているか、

四章に定める場合にかかわるものであるか。 五、行為が、刑事責任を免れるものではないが、第二十

であいに配慮することができる。この際、前の罪の規模、 ことができる。(一九九四年法律第四五八号) は、その罪の刑罰価値を超えて、妥当 ができる。(一九九四年法律第四五八号) ことができる。(一九九四年法律第四五八号)

前の罪との間に経過した時間及び以前の罪と新たな罪と

の間に経過した時間及び以前の罪と新たな罪とが同種

の

ものであるか又は両方の罪が特に深刻なものであるかど

第五条 うかを特に考慮しなければならない。 量刑に当たつて裁判所は罪の刑罰価値に重ねて妥

当な範囲で、左記の事項を考慮しなければならない。 被告人が罪の結果として深刻な身体的損害を蒙つた

二、被告人がその能力に応じて罪の有害な作用を防ぎ、 除去し、又は限定しようとしたか

三、被告人が自首したか、

痛を受けることになるか、 被告人がその罪の結果国外退去になることにより苦

 $\overline{\mathcal{H}}$ るか、又は、同じことにより害されることになると仮 のその他の阻害要因もしくは明白な困難により害され 解雇を通告されることにより又は職業もしくは事業上 被告人がその罪の結果勤務先から解雇されもしくは

六、被告人が高齢又は健康の不良の結果その犯罪価値に 定できる根拠のある事由が存在するか

従つて量定された刑罰により理由なく厳しく害される

弋 経過しているか 罪の性質との関連で尋常でない期間が罪の実行以来

> は短期の刑を受けることが必要とされるような事情が 以上の他、 罪の刑罰価値により理由づけられるより

あるか。

第一項に定める事情が存在する場合、

裁判所は、

個 別

定されているより軽い刑罰を判決することができる。 的な理由により必要とされるならば、その罪について規

第六条 判決することが明らかに理由のない場合、 第五条に定めるいずれかの事情にてらして制裁 裁判所は制裁

の猶予を言渡さなければならない。 ある者が二十一歳になる以前に罪を行つた場合、

第七条

その若さが量刑に当たつて個別的に考慮されなければな らない。この場合その罪について規定されているよりも

軽い刑罰を判決することができる。

二十一歳になる以前に行われた罪については終身拘禁

の判決をすることはできない。

第三十章 制裁の選択(二号により本章新設)

第一条 観察より重い制裁と解されなければならない。 特別保護 制裁の選択に当たつて拘禁は条件付判決及び保護 への引渡しの適用に関する規定は第三十一章

に定める。

併合された制裁を判決しなければならない。

数の制裁を判決してはならない。 第二条 他に別段の定めのない限り、同一の罪に対して複

他に別段の定めのない限り、それらの罪すべてについて第三条(ある者が複数の罪で判決を受けるとき、裁判所は

は保護観察の判決をすると同時に一個又は数個の罪につことができる。さらに、裁判所は他の罪に条件付判決又ついて罰金の判決をすると同時に他の制裁の判決をする特別な理由のある場合、裁判所は一個又は数個の罪に

て拘禁の判決をすることができる。

とができる。 に、被告人が過去に罪で有罪になつたことを考慮するこに、被告人が過去に罪で有罪になつたことを考慮するこ

鎖的少年保護に制裁を定めなければならないことが第三ことができる。右の場合裁判所は第一に拘禁に替えて閉裁判所は正当な理由がある場合にのみ拘禁の判決をする第五条 ある者が十八歳になる以前に行つた罪について、

十一章第一条の二に定められる。

ある者が十八歳になり、

かつ二十一歳になる以前に行

こができる。(1111F去書角ト)可号)その他特別な理由がある場合にのみ拘禁の判決をするこつた罪について裁判所は、行為の刑罰価値にてらし又は

第六条 重大な精神的障害の影響の下に罪を行つた者を拘とができる。(一九九八年法律第六○四号)

被告人に制裁の免除を与えなければならない。(一九九裁も判決されるべきでないと認めるときは、裁判所は、禁に処することはできない。右の場合、他のいかなる制

一年法律第一一三八号)

特別な事由を欠いているかどうかを考慮しなければなら由として、被告人が続けて犯罪で有罪になる危険を示す第七条 制裁の選択に当たつて、裁判所は条件付判決の理

ない。

及びその他の事情にてらして適切であるか否かを考慮すいた判決に同意し、かつ、右の遵守事項が被告人の人格裁判所は、被告人が社会奉仕命令に関する遵守事項のつ拘禁に替えて条件付判決を科すべき特別な理由として、

他の効果にてらして罰金が被告人を極端に害するもので第八条 社会奉仕命令を実行する義務又は罪に対するその

ることができる。(一九九八年法律第六○四号)

罰金と併科しなければならない。(一九九八年法律第六特別な理由が存する場合であつても、条件付判決は日数はなくても、又はその他罰金を判決することを否定する

して、この制裁が被告人の将来の再犯を防ぐことに役立第九条 制裁の選択に当たつて裁判所は保護観察の理由と○四号)

拘禁に替わる保護観察の特別な理由として裁判所は、

つと考える事由が存在するかどうかを考慮しなければな

下記の事項を考慮することができる。

告人の個人的又は社会的状況の目だつた改善が生じた一、被告人の罪と結合していると仮定できる関連で、被

受けているか、ると仮定できるその他の状況に対する処遇を被告人が二、薬物乱用に対する処遇又は被告人の罪と結合してい

時に命じられる適切な処遇を受ける意志を明確にしてのために作成された計画に従つて保護観察の執行と同実行をたすけていた場合であつて、かつ被告人が自分をの他の処遇を必要とするその他の特別な状況が罪の三、依存性薬物の乱用又は本質的な程度で保護もしくは

いるか、又は

告人の人格及びその他の事情にてらして適切であるか。項を併科することに同意し、かつ、右の遵守事項が被、被告人が、保護観察に社会奉仕命令に関する遵守事

は被告人の以前の罪にてらして日数罰金との結合が必要の判断に当たつて裁判所は罪の刑罰価値もしくは種類又第十条 保護観察と日数罰金とを結合すべきかという問題

(一九九八年法律第六〇四号)

不可避的に必要とされる場合にのみ保護観察は拘禁と結第十一条 罪の刑罰価値及び被告人の以前の罪にてらして

かどうか考慮しなければならない

第三十一章 特別保護への委託

合させることができる。

すことができる。 てらして十分に介入的と解し得る場合にのみこれを実施して、罪の刑罰価値及び種類並びに被告人の過去の罪に頃による少年奉仕命令が適用可能な場合にはそれと結合褒託は、社会サービスの計画した措置が、罰金又は第三

言渡さなければならない。 言渡さなければならない。 言渡さなければならない。 言渡さなければならない。 言渡さなければならない。 言渡さなければならない。

一、本件の罪に罰金刑が定められているかいないかに関への委託に下記の処分を結合することができる。して必要な場合、裁判所は、社会サービス領域内の保護罪の刑罰価値及び種類並びに被告人の過去の罪にてら

命令。
一時間以上百時間以下の範囲で遂行するという特別なはその他の特に命じられた活動(少年奉仕命令)を二二、被告人の同意のある場合、被告人が無報酬の作業又二、被告人の同意のある場合、被告人が無報酬の作業又

きる。 検察官の申立てによりこれを変更又は破棄することがで検察官の申立てによりこれを変更又は破棄することがでその理由のある場合、少年奉仕命令を伴う遵守事項は、

命じることができる。右の命令は、損害受忍者の同意のと考えられる作業を行つて損害受忍者を援助するべき旨とを目的とするか又はその他罪及び損害にてらして適切とを目的とするか又はその他罪及び損害にてらして適切とを目的とするか又はその他罪及び損害にてらして適切とを目的とするか又はその他罪及び損害にてらして適切とを目的とするか又はその他罪及び損害によつて生じた場合であつて、かつ対財産的損害が罪によつて生じた場合であつて、かつ対財産的損害が罪によつて生じた場合であつて、かつ対

一年法律第四五七号)

年法律第二四○号、一九九八年法律第六○四号、二○○ある場合にのみこれを言渡すことができる。(一九九一

裁判所は、閉鎖的少年保護の期間を十四日以上四年以所が第三十章の規定を適用した上で制裁を拘禁に定める所が第三十章の規定を適用した上で制裁を拘禁に定めるて特別な理由があるときはこの限りでない。て特別な理由があるときは不した上で制裁を拘禁に定めるて特別な理由があるときはこの限りでない。

八年法律第六○四号により新設)法律(一九九八年法律第六○三号)に定める。(一九九執行に関する規定は、閉鎖的少年保護の執行に関する

下に定めることができる

法律(一九八八年法律第八七○号)の対象となり得る場合、裁判所は、社会福祉委員会又は、既に右の保護を言渡されて保護ホームに収容されている者についてはその渡されて保護ホームに収容されている者についてはそのことができる。裁判所は、委託の決定をする以前に、社ことができる。裁判所は、委託の決定をする以前に、社会福祉委員会又はホームを代表する者を審問しなければならない。

第二条

犯罪行為を行った者が薬物乱用者の保護に関する

第三条 定められた制裁が罰金にとどまらないと判断されこれを行うことができる。(二○○一年法律第四五七号)は、第一項に従う委託は、特別な理由がある場合にのみ罪に法定された刑の上限が一年の拘禁を超える場合に

る。

ないのでは、その者を法精神医学的保護に委託することができいてその者を自由剝奪及びその他の強制と結合した精神してその者を自由剝奪及びその他の個人的な状況にてらりがは、その精神状態及びその他の個人的な状況にてらいる場合、その者を法精神医学的保護に確つている場合、裁る罪を犯した者が深刻な精神障害に確つている場合、裁る罪を犯した者が深刻な精神障害に確つている場合、裁

する危険が存するならば、法精神医学的保護に関する法は、その精神障害の結果その者が深刻な犯罪を再度実行罪が深刻な精神障害の影響下に犯された場合、裁判所

合して、他の制裁を言渡すことができる。但し、拘禁又必要な場合、裁判所は、法精神医学的保護への委託と結被告人の過去の罪にてらして又はその他の理由により由審理が行われるべき旨決定することができる。

第四条 削除(一九九一年法律第一一三八号)九九一年法律第一一三八号)

は他の特別保護への委託を言渡すことはできない。(一

第三十二章 (五号をもつて効力停止)

第三十三章 勾留及び拘置期間の本刑算入

第一条ないし第四条

削除

(第三条は一九七三年法律第四

三号、その他は一九八八年法律第九四二号)

八年法律第六〇三号)に定める。(二〇〇〇年法律第一第二〇二号)及び閉鎖的少年保護に関する法律(一九九の年法律、刑期の計算等に関する法律(一九七四年法律第五条 制裁の執行期間として算入すべき自由剝奪に関す

又は裁判所が第三十四章第一条第一項を適用して右の制第六条 ある者が有期の拘禁又は閉鎖的少年保護に処され

七五号)

の期間が小さいということである。 の期間が小さいということである。

がその他の罪をも対象とすべき旨命じた場合であつて、

これを適用する。

二号)第十九条の二第二項に定める自由剝奪の問題にもは、刑期の計算等に関する法律(一九七四年法律第二○拘禁又は閉鎖的少年保護を判決する場合、第一項の規定拘禁又は閉鎖的少年保護を判決する場合、第一項の規定

第九条

削除(一九八八年法律第九四二号)

すべき旨命じることができる。の全部又は一部が右の自由剝奪によつて執行されたと解定された罪にかかる嫌疑を事由として、裁判所は、制裁よつて第一項に定める方法で自由を剝奪されていたと認よって第一項に定める方法で自由を剝奪されていたと認

第七条

第六条、

刑期の計算等に関する法律

(一九七四年

ことができる。(二○○○○年法律第一七五号により新設、合、王国外で生じた自由剝奪についてもこれを適用するいて、裁判所は、それに反する特別な理由の存しない場制裁の執行として自由剝奪期間を算定する旨の規定につ行に関する法律(一九九八年法律第六○三号)に定める法律第二○二号)第十九条の二及び閉鎖的少年保護の執法律第二○二号)第十九条の二及び閉鎖的少年保護の執

変更することができる。(二〇〇〇年法律第一七五号)定は、当該決定について上訴されていなくても、これを理に際して、第六条及び第七条に定める問題に関する決第八条 宣告された制裁に関する上訴の上級審における審

二〇〇三年法律第一一五七号)

第三十四章 罪の競合及び制裁の変更に関する規定

第一条 罪により拘禁、条件付判決、保護観察又は閉鎖的第一条 罪により拘禁、条件付判決、保護観察又は閉鎖的第一条 罪により拘禁、条件付判決、保護観察又は閉鎖的

、前に宣告された制裁が第二の罪も対象としなければ

ならない旨決定し、

二、個別に第二の罪について制裁に処し、又は を取消し、双方の罪について他の種類の制裁に処する 前の判決が確定している場合には、宣告された制裁

ことができる。

場合、 九九八年法律第六〇四号 の制裁は保護観察の一部と解さなければならない。(一 第二十八章第三条により拘禁が保護観察に併科された 本章の規定の適用に当たつて右の宣告された拘禁

対象者が終身拘禁に服している場合には、

第一条

でない。

第一号による命令のみを言渡すことができる。 一条第一号による命令のみを言渡すことができるのは 前に宣告された制裁が有期の拘禁である場合に第

る意味をもたない場合又はその他正当な理由のある場合 前の罪と比較して新たな罪がその制裁にてらしてさした のみ限られる。 前 の判決の執行開始前に行われた罪に対する刑 が第

を遵守しなくてはならず、また、犯罪について法定され 方の罪に対して宣告できるところを刑が超過しないこと してできる限り、全体として第二十六章第二条に従い双 条第二号を適用して宣告される場合には、 刑の決定に際

ているよりも軽い刑を宣告することができる。

了する前に判決が言渡される場合にのみこれを行うこと 第一条第三号による拘禁の取消は、その刑の執行が完

ができる。

第四条 ければならない。但し、特に理由がある場合はその限り 合には条件付きで承認された自由又はその一部を没収し は第二号を適用する場合、 拘禁から仮釈放された者について第一条第一号又 観察期間中に罪が行われた場

の一部のみを没収する理由として、裁判所は下記の事項 条件付きで承認された自由を没収しない理由またはそ

、新たな罪が前の罪に比較して軽い性質のものである か否か、

を考慮しなければならない。

二、双方の罪に長期間の隔たりがあるか否か、

又は

観察期間の延長を決定することができる。 又は第二十六章第十条より生じる期間を最大一年超える 判所は、第二十六章第十八条に掲げる措置を決定するか 三、その他没収に理由のないことが明らかであるか否か。 没収を行わない旨の第一項による決定をする場合、

第三項による決定は観察期間の満了以前にのみこれを

されている者が拘置されているか又は観察期間の満了か 行うことができる。没収は、これに関する問題が仮釈放 することができる。(一九九八年法律第六○四号] ら一年以内に公訴の送達を受けた場合にのみこれを決定

第五条 のみこれを言渡すことができる。 による命令は、 前の制裁が条件付判決である場合、第一条第一号 観察期間の開始前に犯された罪について

は、

下の日数罰金に処することができる。 の罪に罰金が定められているか否かに関係なく二百日以 たな罪の刑罰価値又は種類から必要とされる場合には右 条第一号による命令を言渡す場合、裁判所は、 新

は 第二項を適用しなければならない。 遵守事項を言渡す場合、裁判所は第二十七章第二条の二 遵守事項を併科する旨の決定をすることができる。右 理由が存在するとき条件付判決に社会奉仕命令に関する わりに第一条第一号を適用し得べきために必要な場合に 裁判所が第一条第三号により条件付き判決を取消す代 裁判所は、第三十章第七条第二項に示される特別な 0

訴の送達を受けている訴訟事件においてこの問題が生じ 対象者が拘置されているか又は観察期間の満了以前に公 条第一号又は第二号を適用する場合、 裁判所は、

> による措置を決定するか又は観察期間を三年に延長しな た場合に限り、第二十七章第六条第一号もしくは第二号

ければならない。

二条により宣告された罰金及び対象者が社会奉仕命令に にこの点に考慮を払わなくてはならない いた場合には、拘禁を宣告する場合の刑期を定めるとき 第二十七章第二条の二第二項に掲げる情報が提供されて 定されているよりも短期の拘禁に処することができる。 なければならない。この際裁判所は、その罪について法 かかる遵守事項の結果負担したことに相当な配慮を払わ 第一条第三号により条件付判決を取消す場合、 新たな制裁を定めるとき、 第二項又は第二十七章第 裁判

これを取消すことができる。(一九九一年法律第二四〇 内に公訴の送達を受けている訴訟事件においてこの問題 が生じた場合に限り、条件付判決は第一条第三号により 対象者が拘置されているか又は観察期間の満了一年以

第六条 場合には罰金が定められているか否かに関係なく二○○ 類 適用に際し、裁判所は、 から必要とされる場合又は被告人の前 前の制裁が保護観察である場合、 新たな罪の刑罰価値もしくは種 の罪が要求する 条第一号の

号及び一九九八年法律第六〇四号)

日以下の日数罰金に処することができる。

の二第二項を適用しなければならない。

第一条第三号に従い保護観察に社会奉仕命令にかか理由が存在するときには保護観察に社会奉仕命令にかか理由が存在するときには保護観察に社会奉仕命令にかか理が存在するときには保護観察に社会奉仕命令にかかの当ので第一条第三号に従い保護観察を取消し、拘禁に処す代第一条第三号に従い保護観察を取消し、拘禁に処す代

三条により拘禁に処することができる。は、裁判所は、第一項により罰金に換えて第二十八章第う命令を併科せずに第一条第一号を適用できない場合に第三十章第十一条に述べる事情にてらして自由剝奪を伴第三十章第十一条に述べる事情にてらして自由剝奪を伴

ならない。

する場合の刑期を定めるときにこの点を考慮しなくては

用する。 第一条第一号又は第二十八章第六条の二の規定を適 を引受けた場合には、第二十八章第六条の二の規定を適 三十章第九条第二項第三号に掲げる処遇計画に従う責任 期間を最高五年まで延長することができる。対象者が第 第二十八章第九条に掲げる措置を決定するか、又は観察

九八年法律第六〇四号

事項が判決の中に呈示されていた場合には、拘禁を宣告十八章第二条の二第二項又は第六条の二第一項に掲げるころより短い刑期の拘禁を宣告することができる。第二ならない。本条に掲げる場合、罪について定められたと第二条により宣告された罰金に相当な配慮をしなければに対禁の執行を受けたこと並びに第一項又は第二十八章したこと及び第一項又は第二十八章三条により宣告され

保護観察の取消の決定を言渡すことはできない。(一九二項による遵守事項を伴う決定、第四項による決定又はた場合以外には、第三項による拘禁を宣告し、また、第訴の送達を受けている訴訟事件においてこの問題が生じ訴象者が拘置されているか又は観察期間の満了前に公

第七条 前の制裁が閉鎖的少年保護である場合、第一条第第七条 前の制裁が閉鎖的少年保護である場合、第一条による命令は、前の罪が新たな罪に比較してその他特別な理由のある場合にのみこれを言渡すことができ

第一条第二号を適用して前の判決の執行が開始する前

刑期を定めるとき、

被告人が保護観察の判決の結果負担

第一条第三号を適用して被告人を拘禁に処する場合に、

きる。

守しなければならない。その際裁判所は、 て宣告されるべきであつたところを超過しないことを遵 めるに当たり双方の制裁が併合されて、 に行われた罪に対する制裁に処する場合には、 いて定められているところより軽い刑に処することがで 双方の罪に対し 新たな罪につ 制裁を定

鎖的少年保護の取消にかかる決定は、 を行うことができる。(一九九八年法律第六○四号によ 執行期間の経過し終る以前に言渡される場合にのみこれ が負担したことに相当な配慮をしなければならない。閉 期を定めるとき、閉鎖的少年保護の判決の結果被告人 第一条第三号を適用して被告人を拘禁に処する場合の 判決が確定された

第八条及び第九条 八〇号、 第九条は一九八一年法律第二一一号 削除 (第八条は一九七九年法律第六

第一条第一号を適用して、

確定判決により前

の訴

又は閉鎖的少年保護がその後の罪を対象とすべき旨命令 訟事件において宣告された拘禁、 問 された場合で、 『題は、 裁判所により変更される場合、 検察官の届出をまつて裁判所により新たに審理 かつ前の制裁が確定判決をもつて上級審 当該罪にかかる制 条件付判決、 保護観察 裁の

> するときも同様としなければならない。 されなければならない。 を適用して制裁を決定する場合で、 第三条第二項又は第七条第二項 かつ前の制裁を変更

二番目の制裁に考慮を払つたことが判決から明らかでな べきときに、 八年法律第六〇四号) に服すべきところを決定しなければならない。(一九九 適用して、対象者が最終的に執行されるべき判決の結果 検察官の届出をまつて第三条第二項又は第七条第二項を いときには、 る前にその罪を行つたことが明らかになる場合で、 有期の拘禁の判決又は閉鎖的少年保護の判決を執行 右の二個の判決が確定した後に、裁判所は 他の罪で宣告された制裁の執行が開始され かつ

第十一条 代替しなければならない。 決が一度の執行に生じた場合、 期拘禁、条件付判決、保護観察又は閉鎖的少年保護の 終身拘禁の判決及び罰金、 終身拘禁が第二の制裁に 罰金の換刑処分、 有

又は罰金の換刑処分の判決が一 判決及びこれらの判決の執行の開始前に言渡された罰金 ればならない。 の拘禁刑又は閉鎖的少年保護が 一年以上の有期拘禁又は二年以上の閉鎖的 (一九六六年法律第六四五号、一九九 度の執行に生じた場合 第1 二の制裁に代替しな 少年保護の

右

け

八年法律第六〇四号)

第十二条ないし第十七条 法律第六八〇号、第十三条は一九八一年法律第二一一号、 削除 (第十二条は一九七九年

第十八条 二個以上の罪に対する併合された制裁としてあ その他は一九七五年法律第六六七号)

る者を拘禁に処した判決の執行のためにスウェーデンへ

移送又は犯罪人引渡が実行可能な罪に対する制裁を宣告 の届出をまつて、宣告された併合された制裁を取消し、 については行うことができないとき、 つ外国の法律によつて移送又は犯罪人の引渡が全部の罪 の移送又は犯罪人引渡の問題が生じる場合であつて、 裁判所は、検察官 か

る国際共助に関する法律(一九七二年法律第二六〇号) ウェーデンの刑事訴訟判決が刑事訴訟判決の執行に関す 項に定めることは、二個以上の罪を対象とするス

四

有期拘禁の最も重い刑が八年を超える場合は十五年、

しなければならない。

であつて、 九七八年法律第八○一号)に従い国外で執行すべき場合 又は社会内矯正保護に関する国際共助に関する法律(一 より執行に障害が存するときも同様としなければならな かつ罪の一個又は数個に関して外国の法律に

五七号

(一九八一年法律第二一一号、二〇〇三年法律第一

(訳注) (1)有期拘禁、(2)拘禁、 (3)閉鎖的少年保護。

第三十五章 制裁の時効

第一条 の送達を受けることがなかつた場合制裁を宣告すること 罪について下記の期間被疑者が拘置され又は公訴

はできない。 、その罪について一年を超える重い刑が伴わない場合

二、最も重い刑が一年を超えるが二年の拘禁を超えない

三、最も重い刑が二年を超えるが八年の拘禁を超えない

場合は五年、

場合は十年、

期の制裁を宣告できる限り、 の全ての罪に対して制裁を宣告することができる。 五、その罪に終身拘禁が伴う場合は二十五年。 つの行為が多数の罪を含む場合、それらの一つに長 前項の規定に妨げられずそ

第二条 第三条 拘置されている者が公訴の送達を受けることなく 削除 (一九七五年法律第六六七号)

釈放され、又は公訴の送達を受けた後に訴訟事件が却下

と解さなければならない。 については、拘置又は公訴の送達が行われなかつたものもしくは抹消される場合、制裁を宣告する可能性の問題

宣告の要件になつていた場合には、右の期間は当該結果を計算しなければならない。行為の結果の発生が制裁の第四条(第一条に定める期間は、罪が行われた日からこれ

の発生した日より計算しなければならない。

の未遂が十八歳未満の者に対して犯された場合について第一条ないし第三条及び第十二条に掲げる罪又は右の罪日又は達すべきであつた日からこれを計算する。第六章罪又は右の罪の未遂が十八歳未満の児童に対して犯され罪以 右の罪の未遂が十八歳未満の児童に対して犯され

課税監査の対象となつた場合、右の期間は監査が決定さならない。罪から五年以内に帳簿作成責任者が租税又は右の期間はその効果が発生したときから計算しなければ右の期間はその効果が発生したときから計算しなければをらない。罪から五年以内に帳も同様としなければならない。

た日から計算しなければならない。(一九九四年法律

存中に判決が確定し、

罰金の支払のために動産が差押さ

第一四九九号及び一九九六年法律第六五九号、二〇〇五

年法律第九〇号)

制裁の宣告の期間が第一条第一号により定まる場合は第六条 第四条に述べる日より下記の期間が経過した後は第五条 削除 (一九七一年法律第九六四号)

伴うことのない場合は十五年、一、第一号に述べる場合の他、罪が二年を超える拘禁を

五年、

三、右以外の場合は三十年。(一九七一年法律第九六四

号

新七条 宣告された罰金は、その判決が確定してから五年 が経過したときに時効となる。示された期間の満了の際 に罰金の換刑処分の申請が対象者に送達され、この申請 請が罰金を換刑するに至らなかつた場合、この訴訟事件 における裁判所の決定が確定したときに罰金は時効とな る。宣告された換刑処分の時効については別に定める。

の財産から支払わなければならない。

前項の規定は宣告された過料にもこれを適用する。

なる。

(一九八三年法律第三五一号)

合時効となる。 下記の期間を経過する以前にその執行が開始されない場第八条 宣告された拘禁は、その判決が確定したときから

二、一年を超えるが、四年以下の拘禁が宣告された場合一、一年以下の拘禁が宣告された場合は五年、

は十五年、三、四年を超えるが、八年以下の拘禁が宣告された場合

は十年

五、終身拘禁が宣告された場合は三十年。(一九七一年四、八年を超える拘禁が宣告された場合は二十年、

第九条 有期で宣告された拘禁の執行が中断する場合、法律第九六四号)

には取消の決定が確定した日からこれを計算する。断が生じた日又は仮釈放が実施されたが取消されたとき馬するものとし、その際、宣告された刑の残存部分にて用するものとし、その際、宣告された刑の残存部分にて第する執行の問題について、第八条に述べたところを準第九条 有期で宣告された拘禁の執行が中断する場合、継

年を経過する以前に執行が開始されなかつた場合時効と第十条 閉鎖的少年保護は、その判決が確定した時から五

ければならない。(一九九八年法律第六○四号)なければならない。期間は中断の日からこれを計算しなる執行の問題について、第一項に述べたところを準用しる戦的少年保護の判決の執行が中断する場合、継続す

第十一条 削除 (一九八六年法律第六四五号)

[没収について]

第一条 罪による対価は、本法に従いこれを没収すると宣第一条 罪による対価は、本法に従いこれを没収すると宣告することができる。 
位に規定の存しない限り第一項の規定は、他の法令に他に規定の存しない限り第一項の規定は、他の法令による罪と結合している罪に一年を超える拘禁が定められよる罪と結合している罪に一年を超える拘禁が定められよる罪と結合している場合、右の罪の対価及び費用の補償に関しても、

これを適用する。(一九八六年法律第一○○七号、二○

〇五年法律第二八三号)

と仮定すべき事由が存在するか否かの事情を考慮しなけ事損害賠償義務が科されることになるか又は完済されたないとする判断に際しては、特にその罪を事由とする刑第一条の二 罪の対価の没収をすることが明らかに理由が

対価に代わる財物による収益もこれを罪の対価と解する。 罪の対価に代わる財物、罪の対価による収益及び罪のればならない。

#二条 本法により罪の際補助用具として使用した財物又(二○○五年法律第二八三号)

る罪の際の補助用具として用いられることを目的とした罰的な予備もしくは予謀を構成する場合には、本法によか又はその経過が可罰的な未遂を構成するかもしくは可没収すると宣告することができる。その罪が既遂になるされる場合又はその他特別な理由が存する場合にこれをは罪を通して生じる財物は、犯罪の予防のために必要とは罪を通して生じる財物は、犯罪の予防のために必要とは罪を通して生じる財物は、犯罪の予防のために必要と

た財物にもこれを適用する。び第三者が本法による罪を構成する方法で関わりをもつされた財物、その使用が本法による罪を構成する財物及された財物、その使用が本法による罪を構成する財物及第一項に定めることは、本法による罪によつてもたら

財物についても同様とする。

きる。

の拘禁が定められている場合にはこれを適用しなければは使用を意図された財物に関しても、右の罪に一年以上本法以外の法令により罪の補助用具として使用されまた他に特に定めのない場合、第一項及び第三項の規定は

ならない。(二〇〇五年法律第二八三号)

没収は、第二条に掲げる場合の他下記の対象物に

第三条

一、その特別の性質及びその他の事情から犯罪の用に供ついてもこれを決定することができる。

こ箇しているのうなが可兼う目にはなれる色質がある二、生命又は健康に対する罪に際して凶器としての使用される危険のあるもの、

険があるとの事由になる事情の下で発見されたもの。されるのに適しているもの及び同様の用に供される危との事由になる事情の下で発見されたもの、又はとの事由になる事情の下で発見されたもの、又はに適しているもの及び同様の用に供される危険がある

に定められているところに該当しないときであつても、者の経済的利益は、第一条もしくは第二条又はその他特第四条 経済活動の執行中に行われた罪の結果生じた経営

(一九八九年法律第一三六号)

右の財物に代えてその価格の没収を宣告することがで

第一項に述べることは、没収に理由のない場合にはこその価格の没収を宣告しなければならない。

ならない。 ているか又は履行されている事情に考慮を払わなければによる経済的利益に対応する支払義務が経営者に課されれを適用しない。その状況の判断に際しては、特に、罪

価格を評価することができる。(一九八六年法律第一〇困難である場合には、右の事情にてらして相当な金額に没収を宣告されるべきものの証明が不可能か又は特に

に定めのない限り、下記の者についてこれを行うことが第五条 罪の結果としての財物又はその価格の没収は、他

〇七号)

二、行為者又はその他の共犯者がその代理をした者、一、行為者又は犯罪の共犯者、

**営者、** 三、罪による利益を提供された者又は第四条に掲げる経

あつて、かつその際に右の財物と罪との結合について又は罪の後に右以外の方法で右の財物を獲得した者でに基づいてもしくは贈与により右の財物を獲得した者四、罪の後に遺産分割によりもしくは相続もしくは遺言

知つていた者又は知つていたと仮定する相当な事由の

ある者。

第一項第一号ないし第三号に示す者の一人に属していたされた財物がその代替となつている財物が右の罪の際にきない。第一条の二により対価と解すべき財物は、没収いずれにも属さない場合、その財物を没収することはでいずれ

没収を宣告された財物に対する個別の権利は、右の権場合には、その没収を宣告することができる。

存続する旨の命令がない限り終了する。(一九八七年法が没収を宣告された場合、特別な事由により右の権利が強制執行又は支払保全によつて得られた権利は、財物利についても没収が宣告されていない場合存続する。

を定めることができる。 第六条 裁判所は、没収に代えて乱用の防止のための措

律第七九一号、二〇〇五年法律第二八三号)

[企業罰金について]

一、罪が経済活動と一体になつている義務の重大な無視なければならない。の請求に基づき、下記の場合に経営者に企業罰金を科さ第七条 経済活動の執行中に行われた罪について、検察官

又はその他重大な無視を意味する場合、及び

二、経営者が罪を防止するために要求されるのが相当で あることがらを実行しなかつた場合。

場合又はその他企業罰金を課すことが明らかに相当でな 第一項の規定は、罪が経営者に向けられたものである

第八条 企業罰金は最低一万クローネ最高三百万クローネ 〇七号)

い場合にはこれを適用しない。(一九八六年法律第一○

第九条 経済活動との関係に特に配慮しなければならない。 企業罰金の額を定めるとき罪の種類、大きさ及び

にこれを定めなければならない。

九条の適用により生じるところより低く設定することが 企業罰金は、下記の場合にはこれを猶予し又は第

できる。

二、罪が経営者に対して他の支払義務又は特別な法律効 一、罪に対する制裁が経営者又はその代表者に宣告され る場合

果をもたらす場合、又は

三、その他特別な理由で必要とされる場合。

[通則]

第十一条 刑に処されることの特別な法律効果として他の

> 法律又は法令に定められていることは、 第一章第三条に

同じものと解さなければならない。この際、右の命令が 判決に他の命令のない場合特別保護への委託は、 掲げる他の制裁についてもこれを適用する。 第一項の適用に際して条件付判決及び保護観察並びに、 拘禁と

第十二条 上の拘禁に相当すると解さなければならない。 制裁の宣告が罪に伴う財物の没収又はその他の

ある場合には保護観察及び特別保護への委託は、

六月以

罪に対する制裁が猶予される場合にもその事情の示す限 特別法律効果の要件になつている場合、裁判所は、

第十三条 罪が十五歳未満の者又は重篤な精神障害の影響 罪に伴うその他の法律効果について決定することができ り、右の法律効果の実現を命じることができる。 相当と解し得る場合にその限度でのみ、財物の没収又は 者の精神状態、行為の性質及びその他の事情にてらして 下に行動した者によつて行われた場合、裁判所は、 その

第十四条 にのみ、 告ができない場合、罪にかかる訴訟事件における召喚状 が右の罪が行われてから五年以内に送達されていた場合 犯人の死亡又はその他の原因に基づき制裁の宣 右の罪に基づき財物の没収を宣告しもしくは企

る。(一九九一年法律第一一三八号)

業罰金を課し、又は乱用の防止のための措置を定めるこ れる場合にのみ検察官がこれを提起することができる。 とができる。この場合の申立は、 前項の場合には、第三十五章第三条に法定するところ 公の観点より必要とさ

第十五条 行されない限りその効力を失う。 罰金の決定は、右の決定の確定した日から十年以内に執 没収もしくは乱用の防止のための措置又は企業

を準用する。

第十六条 没収又はその他の罪の特別な法律効果について 棄することができる。(一九八六年法律第一○○七号) 宣告を言渡すことが法律又は法令に規定されている場合、 右の法律効果が明らかに不合理である場合には宣告を放

金は国庫に帰属する。 罪の対価であつて、

第十七条 他に定めのない場合没収された財物及び企業罰

二、個人が取戻権を有する支払手段

一、個人に対する損害、又は

受忍者又は補償の権利を有する者に対する補償の責任を つたものの価格に至るまで、 に対応するものが第三者のもとで没収の宣告を受けた場 国は、没収の決定に基づき国庫に帰属することにな 右の第三者に代わつて損害

> く権利を有する。(一九八六年法律第一○○七号、二○ その者が損害受忍者又は補償の権利を有する者に対する 負う。右の決定の執行に際して没収の執行を受けた者は、 補償として支出したことを自ら明らかにした部分を差引

五年法律第二八三号)

## 第三十七章 委員会について

第一条 員を命じる場合を除き、委員長、副委員長及びその他の することができる。 の小さい事件では、委員長単独で委員会を代表して決定 人の委員で決定権を行使できる。緊急の場合及び重要性 三人の委員により構成される。委員会は、委員長及び二 れを届出なければならない。 監督委員会は、政府が本条の定める人数より多数の委 政府は、監督委員会の管轄区域を定める。 右の決定は委員会の直後の会議にこ

九八三年法律第二四〇号) いて法定するところを適用可能な範囲で適用する。

とを命じることができる。

右の部については委員会につ

政府は、監督委員会が部に分かれてその事務を行うこ

第二条 委員長及び副委員長を命じる。副委員長は、委員長不在 政府又は政府の指定する公務所は、 監督委員会の

ばならない。 有し、かつ裁判官としての職務経験を有する者でなけれ有し、かつ裁判官としての職務経験を有する者でなけれず副委員長が不在の場合には、矯正保護がその臨時代理の際に委員長に代わつてその職務を遂行する。委員長及

複数の州又は州の一部が一つの監督委員会に編入されて複数の州又は州の一部が一つの監督委員会に編入されている、これと同数の代理委員を選出する。選挙は、監督委員はそれと同数の代理委員を選出する。選挙は、監督委員はそれと同数の代理委員を選出する。選挙は、監督委員はそれと同数の代理委員を選出する。選挙は、監督委員には、州庁が人口に従つて定めるランヅティング参事会がこれを実施する。委員会の管轄区域が一個のコミューンのみを含む場合にはコーンが存在する場合には、州庁が人口に従つて定めるランヅティングを事会がこれを実施する。選挙は、監督委員にはそれと同数の代理委員を選出する。選挙は、監督委員にには、大田ののの公司を表示している。

合、ランヅティング参事会及びコミューン参事会によるして得られる商に一を加えた数の参事会員が要求する場員のうち、選挙にかかる人の数で出席参事会員の数を除ランヅティング参事会又はコミューン参事会の参事会

部

の委員及び代理委員の数を確定する。

いる場合には、同じ根拠に従つて政府が各州又は州の一

ない場合には、選挙の際に代理委員が職務遂行に招集さ九号)の規定を適用する。代理委員が比例制で選挙され比例制選挙の方法に関する法律(一九九二年法律第三三比例制選挙の方法に関する法律(一九九二年法律第三三右の商が分数になる場合には、直近の大きい整数に丸め委員又は代理委員の選挙は比例制としなければならない。

れる順序も定めなければならない。

るのは、コミューン参事会の選挙の投票権を有し、委員第三条 監督委員会の委員又は代理委員の被選挙資格があ第五九八号、二○○五年法律第九六七号) 報委員会は、委員又は代理委員を選出すべき者に対して

委員又は代理委員を選出しなければならないとき、

選挙できない。法曹資格のある裁判官、検察官、 章第七条による財産管理人はこれを委員又は代理委員に もこれを委員又は代理委員に選挙できない。 て他人のために申立を追行することを職業としている者 矯正保護の職員もしくは弁護士又はその他裁判所におい 会期中に七十歳に達する者である。 親権者法第十一 監督委員会 警察官、

会の管轄区域に住民登録されている、

七十歳に満たな

る。

る。 委員の被選挙資格が停止する場合、 (一九九一年法律第五一〇号) その職務は消滅す

独立して、選挙された者の資格を審理する。

第四条 長に任じられ得る者の代理委員が右の職務を行う。 てその職務を遂行するために政府の選任した者又は委員 委員を選任する。 が選任される。 の委員により構成される。 者で、委員長であるべき一人の委員及びそのほかの四 矯正保護委員会は、 政府は、委員長、その他の委員及び代理 委員長不在の際には、 代理委員は、 裁判官職にある者又はあつた 政府の定める数 委員長に代わつ 天

> 残存期間について新たな委員又は代理委員が選任される。 (用語=旧第三条=及び文言は一九八三年法律第二四○ 任期の満了以前に委員又は代理委員が辞任する場合!

第五条 員は、 号による。 関してはこれを適用しない。 条に述べるところは、 用しなければならない。但し、訴訟手続法第四章第十三 理委員に関しては、 監督委員会及び矯正保護委員会の委員及び代理 裁判職宣誓を行わなければならない。 裁判官の場合と同一の除斥規則を適 監督委員会の委員及び代理委員に 委員及び代 委

ばならない。 刑事訴訟事件における評決に関して法定されているとこ ろを適用可能な範囲で遵守するに足りるものとしなけれ 第一項に述べる委員会の決定に関しては上級裁判所 (一九八一年法律第二一一号) 0

第六条 象者に用意しなければならない。 で審問を受けることを要求する場合には、 矯正保護委員会における事件にお 監督委員会の処理する事件において対象者が口 ζJ 、ては、 その機会を対 そ n が 有 甪 頭

機会を対象者に用意しなければならない。 かつ適当であると考えられる場合に口頭で審問を受ける (一九八一

直後の委員会の会議にこれを届出なければならない

その他の委員及び代理委員の任期は五年とす

で委員会を代表して決定することができる。

右の決定は 委員長単独

緊急の場合及び重要性の小さい事件では、

年

ることができる。

上記の規定による事件を監督委員会に裁決のため移送す

第九条

第二十六章による条件付きで承認された自由

一の没

八年法律第六○四号、二○○五年法律第九六七号)会の決定に満足しない場合、右の対象者は矯正保護委員会の決定に満足しない場合、右の対象者は矯正保護委員会、第十八条、第十九条又は第二十二条による監督委員

まれた者に関してこれを準用する。 
これを監督委員会に提出しなければならない。不服申立書は、定について不服を申立てることができる。不服申立書は、定について不服を申立てることができる。不服申立書は、 
高等裁判所に対して第二十年、 
は護観察に処された者は、高等裁判所に対して第二十年、 
は要について不服を申立てることができる。不服申立書は、 
これを監督委員会に提出しなければならない。不服申立

期間は不服申立人が決定を受領したときからこれを計算

○五年法律第四五号、二○○五年法律第六八八号)を必要としない。(一九九四年法律第一○三七号、二○判所が監督委員会の決定を審理するためには、審理許可名上訴に関する訴訟法の規定を適用する。但し、高等裁する。高等裁判所においては、地方裁判所の決定に対す

選付添人が命じられなければならない。(一九九六年法はならない場合、その措置の対象となつた者のために国収に関する事件において付添人の必要性がないと考えて

る。(一九九八年法律第六○四号、二○○五年法律第九会の決定は、他に命令のない場合、直ちに効力を発生す

六七号)

第十条 第七条及び第八条に掲げる矯正保護及び監督委員

律第一六二三号)

年法律第二一一号) 場合に監督委員会が言渡した決定、第八条により高等裁場合に監督委員会が言渡した決定 関所が言渡した決定又は矯正保護委員会が言渡した決定 利所が言渡した決定と 海工条及び第八条に述べる以外の第十一条 本法により、第七条及び第八条に述べる以外の

### 第三十八章 訴訟法規定等

章第二条に基づいて宣告された罰金をも対象とするもの示をすることができる。右の同意意思表示は、第二十七して、上訴期間の満了以前に判決に同意するとの意思表第一条 条件付判決に処された者は、宣告された制裁に関

る手続きでこれを提出しなければならない。 でなければならない。右の同意意思表示は、政府の定め で第二条に基づいて宣告された罰金をも対象とするもの

定められた手続で提出された同意意思表示はこれを取

村禁の判決及び閉鎖的少年保護の判決にかかる同意意思表示によつて取消されたと解さなければならない。合、罪に対する制裁に関する対象者の申立は右の同意意消すことができない。対象者が判決について上訴した場

る命令を取消し、罪について他の制裁を判決することがの第三十一章第一条第二項又は第三項に基づいて言渡さが第三十一章第一条第二項又は第三項に基づいて言渡さが第三十一章第一条第二項又は第三項に基づいて言渡さ

年法律第六〇四号)

こ目当な記憶をしなければならなれ。少年奉仕命令の遵守事項の結果対象者が負担したところ少年奉仕命令の遵守事項の結果対象者が負担したところ告された罰金及び第三十一章第一条第三項第二号による

できる。この際第三十一章第一条第三項第一号により宣

警告が十分な措置である場合、警告を対象者に言渡す旨裁判所は、第一項に従い命令を取消すことに代えて、に相当な配慮をしなければならない。

決定することができる。

合も同様とする。(一九九四年法律第九七号、一九九八 で準備すると明言した保護が用意できないと判明した場 で準備すると明言した保護が用意できないと判明した場 で準備すると明言した保護が再えいる場合にもこれを準用 に委託し、かつ社会福祉委員会が少年法律違反者に関す に委託し、かつ社会福祉委員会が少年法律違反者に関す に委託し、かつ社会福祉委員会が少年法律違反者に関す に委託し、かっ社会福祉委員会が場合であつても、 第一項に規定する場合が存在しない場合であつても、

は解雇予告に襲われることになるか否かを特に考慮しな制裁の選択に際し、被告人が罪の結果就職先から解雇又第二条の二 判決より生じるところに従い、刑の量定又は

場合、裁判所は先に宣告された制裁を当面執行できないされていない場合にのみ適用する。右の申請がなされるできる。但し、これは先に宣告された制裁が完全に執行を取消して右の罪について新たな制裁を判決することが設 事件において最初に判決した裁判所は、宣告した判決 訟事件においた場合、検察官又は対象者の申請の後に、訴が誤つていた場合、検察官又は対象者の申請の後に、訴

旨命令することができる。

判所にこれを提起する。

ければならず、かつこの面から判決の基礎となつた仮定

を示さなければならない。(一九八八年法律第九四二号、 株で削禁に定める場合、刑を定めるに当たり対象者が条件付判決又は閉鎖的少年保護を取消して同種の新しい 制裁を裁判所が判決する場合、裁判所は、先の制裁が執 だされた期間を新しい制裁の執行期間と解さなければならない。この際右の罪に対して定めら はならない。この際右の罪に対して定めら はならない。この際右の罪に対して定めら はない。裁判所は、その決定の中に既に執行された期間 を示さなければならない。この際右の罪に対して定めら はない。裁判所は、その決定の中に既に執行された期間 といい。裁判所は、その決定の中に既に執行された期間 といい。表判所は、その決定の中に既に執行された期間 といい。表別が終れているところに相当な配 に対してに対してに対してに対してに対してに対してに対してに対してに対しない。 といい。表別が終れているところに相当な配 に対しているところに相当な配 に対しているところには対しているところに相当な配 に対しているところには対しているに対しないるに対しているところには対しているところには対しているに対しているところには対しないるに対しているに対しないるに対しないましまない。 に対しているに対しないるに対しているに

> **)と我刊行ぶこれを収める。** 域内の保護への委託が宣告された訴訟事件を最初に裁判一章第一条第四項による措置の問題は、社会サービス領訟事件を最初に裁判した裁判所がこれを取扱**う。**第三十

又は保護観察が宣告された訴訟事件を最初に裁判した裁た監督委員会が活動している地域を管轄する地方裁判所第二十八章第八条よる請求は、事件において提案をしした裁判所がこれを取扱う。

ができる。(一九九八年法律第六○四号)継続して居住していた場所の裁判所がこれを取扱うこと対する刑事訴訟事件が係属している裁判所又は対象者がの事情にてらして適当と認められる場合には、対象者にの事情にてら

における最初の裁判所にこれを行う。 第四条 第三十四章第十条による届出は、訴訟事件の一部

最初に判決した裁判所にこれを行う。(一九八一年法律

第三十四章第十八条による届出は、

訴訟事件にお

41

第二一一号)

されたときに係属したものと解されなければならない。請求は、訴訟事件の取扱いに関する申請が対象者に送達第五条 第二十七章第六条又は第二十八章第八条に掲げる

第六条による措置の問題は、

条件付判決が言渡された訴

九九〇年法律第三六号、

一九九八年法律第六〇四号)

第二十七章第二条の二第三項、

第五条第三項又は

(一九八一年法律第二一一号)

第五条第三項もしくは第三十四章第六条第二項による措 第二十八章第第九条又は第三十四章第十条第三号による制 は参審員が関与する。第三十四章第一条第三号による制 は参審員が関与する。第三十四章第一条第三号による制 た自由の没収もしくはその他の措置、並びに第三十四章 た自由の没収もしくは第二条の二、第二十七章第六条、 第二条第二項もしく

の。 CLLLCとは書いてのであります。 CLLLCとは書きないのは曹資格のある裁判官により裁判することができ一条第四項に掲げる問題の裁判に際して、地方裁判所は第二十八章第十一条第一項及び第二項又は第三十一章第第二十七章第二条の二第三項もしくは第五条第三項、

置の問題に関しても同様としなければならない

第九条

第二十七章第二条の二第三項もしくは第五条第三

る。(一九九八年法律第六○四号)

に陳述の機会を与えなければならない。対象者が口頭で第八条 第二条もしくは第二条の二、第三十一章第一条第四項又は第三十四章第十条第九条、第三十一章第一条第四項又は第三十四章第十条第二条 削除(一九八一年法律第二一一号)

審問されることを要求する場合、

対象者にその機会を与

第十一条

削除

ついての裁判は決定による。陳述する機会を与えなければならない。裁判所の事案に関する訴訟事件においては、それが可能な場合対象者にえなければならない。第三十四章第十八条による措置に

できる。(一九九八年法律第六○四号)対象者に陳述の機会を与えないでこれを決定することが第二十八章第十一条第一項及び第二項による措置は、

様とする。(一九九八年法律第六○四号) 第四条、第五条もしくは第六条による裁判についても同る第二十七章第六条、第二十八章第九条又は第三十四章ちに効力を生じる。遵守事項、監督又は観察期間に関する第二十七章第六条、第三十四章第十条第二項もしくは第十項、第二十八章第十一条第一項及び第二項、第三十一章

第十条 裁判所又は監督委員会に委託することがと同時に警告を言渡すことができない場合、警告の言渡しはこれを他の裁判所又は監督委員会に委託することができる。

(一九七三年法律第九一八号)

対して、本法による訴訟事件又は事件において対象者の第十二条 警察官署は、裁判所、監督委員会、矯正保護に

一九九八年法律第六○四号、二○○五年法律第九六七力しなければならない。(一九九三年法律第二○七号、条の三もしくは第十一条による対象者の引致について助出頭又は第二十六章第二十二条もしくは第二十八章第六

○○五年法律第九六七号) のある場合を除き、不服申立することはできない。(二第十三条 本法による矯正保護の決定に対しては特に定め

に対しては一般行政裁判所に不服申立することができる。八章第十七条第二文による却下に関する矯正保護の決定び第二十六章第七条による仮釈放の延長並びにに第三十第十四条 第二十六章第六条第三項による仮釈放の延期及

要である。(一九九八年法律第六○四号により新設、二行政高等裁判所への不服申立については審理許可が必

(二〇〇五年法律第九六七号)

〇〇五年法律第九六七号)

に反する場合に右当事者の要求によりこれを行うことがとはできない。再審理は、決定がその決定の当事者の意矯正保護によつて再審理される以前に不服申立をするこ第十五条 第十四条に掲げる決定に対しては、右の決定が

第十九条

政府又は政府の定める公務所は、第二十七章第

は、再審理の要求と解さなければならない。 できる。再審理のなされていない決定に対する不服申立

してはならない。(二〇〇五年法律第九六七号)本条による再審理に際しては決定を個人の不利に変更は、再審理の要求と解さなければならない。

ばならない。(二〇〇五年法律第九六七号)が何で、自分が要求する決定の変更が何かを示さなけれが何で、自分が要求する決定の変更が何かを示さなけれが何で、自分が要求する決定ので、個人は対象とする決定等十六条 再審理の要求は、書面でなされ、個人が決定を

による場合を除き、右の書面を却下しなければならない。の要求の方法について誤つた通知を個人にしていたことく遅く届いたか否かを審理しなければならない。書面が著し第十七条 矯正保護は、再審理の要求の書面が正しい期間

法律第九六七号)法律第九六七号)法律第九六七号)法律第九六七号)

第四条

法律又は法令の中に罪に対する拘禁がその長期を

指示せずに法定されている場合、

拘禁は一年を超えてこ

れを宣告することができない。

により新設、二○○五年法律第九六七号)を制定することができる。(一九九八年法律第六○四号者が引起こした損害に対する国からの補償について規定十一章第一条第三項第二号に掲げる無償労働の際に対象

二条の二第一項、

第二十八章第二条の二第一項及び第三

## 刑法施行法 (中第一六三号)(抄)

る。(以下編略) されたところとともに一九六五年一月一日に効力を生じつ日に公布された刑法典(第七〇〇号)は、以下に法定第一条 議会により一九六二年に採択され、同年一二月二

年一月一日以前に懲役に処した訴訟事件にはこれを適用定された刑期の拘禁に処する。但し、裁判所が一九六五懲役に処することはできない。その代わりに懲役に法

されていない場合は、刑に処されない。 第五条 何人も行為が行われたときにその行為に刑が法定

してはならない。

期間刑を科される行為に関するものであるときはこれををい。今述べたことは、問題が特別な状況に基づき一定ない。今述べたことは、問題が特別な状況に基づき一定ない。今述べたことは、問題が特別な状況に基づき一定ない。今述べたことは、問題が特別な状況に基づき一定ない。今述べたことは、問題が特別な状況に基づき一定ない。今述べたことは、問題が特別な状況に基づき一定をはいるときはこれを

適用してはならない。

特別保護への委託以外の制裁はこれを適用しない。条に掲げる精神状態の影響下に犯された行為の場合には犯された行為にも適用される。但し、旧刑法第五章第五典に法定されているところが一九六五年一月一日以前に罪に対する刑以外の他の制裁の宣告に関しては、刑法

第六条 (以下編略)

第四項編略

101

[補注]

しておきたい。

本稿が二○○六年一月一日現在の正文を基礎にしていることから、二○○六年中の改正は本文に含まれていない。とから、二○○六年一月一日現在の正文を基礎にしていることがある。

一、家族に対する罪に「児童の養子の同意又は許可の不適切で取得」の罪の追加。刑法第七章に第七条、「十八歳未満の者を他人の養子にする際脅迫もしくは欺罔により又は不の打な取得」として罰金又は二年以下の拘禁に処すの不適切な取得」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。」(二○○六年法律第二七四号)が追加された。この罪の未遂も処罰される。

変更され、併合された刑罰としての定額罰金は一万クロー定額罰金の金額が二百クローネ以上四千クローネ以下にの最低額が七百五十クローネ以上一千クローネに、日数罰金一、罰金の金額が変更された。二十五章に改正があり、日数

われ、本年十月一日に施行された。以上の改正は、二○○六年法律第二七四号によりおこなネ以下に変更された。

三、仮釈放の延期及び延長に関する二十六章の六条、

び九条が改正されて受刑者の要求による延期が廃止され

仮釈放の延期と延長とが用語上延期に統一された。(二〇

○六年法律第四三一号)

託」に変更になり、第一条と第一条の二の規定が削除され四、三十一章の章名が「一定の場合における特別保護への委

定の内容がここに移された。その規定は次の通りである。名で新設され、削除された三十一章一条及び一条の二の規五、三十二章が「少年に対する特別保護への委託」という章

刑法第三十二章

少年に対する特別保護への委託

は措置が右の者に準備できる場合、これを少年の保護に処る保護又はその他の措置を特に必要とし、かつ右の保護又の保護に関する特別規定(一九九〇年法律第五二号)又は少年が社会サービス法(二〇〇一年法律第四五三号)又は少年第一条 二十一歳未満の者で罪を犯した者は、その男又は女

のみこれを宣告することができる。
並びに少年の前歴にてらして十分介入的と解される場合に年奉仕命令又は罰金と結合して、犯罪の刑罰価値及び種類のみこれを宣告することができる。

達に対抗することを目的としなければならない。

することができる。右の保護は右の少年の好ましくない発

、少年が社会福祉委員会の策定した少年契約を守るべき社会サービス法に基づいて措置をとるべき場合、裁判所

は

なければならない。

旨の遵守事項を言渡さなければならない。

なければならない。場合、社会福祉委員会の策定した保護計画を判決に付加し場合、社会福祉委員会の策定した保護計画を判決に付加しからの保護に関する特別規定に基づいて措置をとるべき

少年の罪によって財産に対する損害が生じた場合であっ を言渡すことができる。(二○○六年法律第八九一号) を言渡すことができる。右の遵守事項損害受忍者の同意を伴うときにのみこれ で、社会への少年の適応を促進するのに適すると判断され て、社会への少年の適応を促進するのに適すると判断され で業又は罪及び損害にてらして適当と認められる作業によ って損害受忍者を援助すべき遵守事項を定めることができ って損害受忍者を援助すべき遵守事項を定めることができ って損害受忍者を援助すべき遵守事項を定めることができ って損害受忍者を援助すべき遵守事項を定めることができ って損害受忍者を援助すべき遵守事項を定められる作業によ って財産に対する損害が生じた場合であっ

かつその他の特に用意された活動に参加する義務を課されは、二十時間以上百五十時間以下の無報酬の作業を実行し、は、二十時間以上百五十時間以下の無報酬の作業を実行し、に同意し、かつその制裁が右の男又は女の個人的事情又は第二条 二十一歳未満の者で罪を犯した者は、少年奉仕命令第二条 二十一歳未満の者で罪を犯した者は、少年奉仕命令

これを少年奉仕命令に処することができる。十八歳を超えている者は、特別な理由がある場合にのみ

前歴にてらして十分介入的と解され、かつ少年の保護に処裁判所は、少年奉仕命令が、犯罪の刑罰価値及び少年の

しなければならない。(二○○六年法律第八九一号)仕命令が介入的であり過ぎない場合に少年奉仕命令を選択きる。少年奉仕命令と罰金の間の選択においては、少年奉する理由が存在しない場合にのみこれを宣告することがで

一、第二条第一項もしくは第二項による少年奉仕命令、又と結合することができる。して必要がある場合、裁判所は、少年の保護を下記の処分第三条 犯罪の刑罰価値もしくは種類又は少年の前歴にてら

は一、第二条第一項もしくは第二項による少年奉仕命令、又

二、当該の罪に罰金が定められているか否かに関係なく、

ければならない。(二〇〇六年法律第八九一号)令が介入的であり過ぎない場合に少年奉仕命令を選択しな少年奉仕命令と罰金の間の選択においては、少年奉仕命二百日以下の日数罰金。

第四条 対象者が、少年契約を守るべき旨の少年の保護の際第四条 対象者が、少年契約を守ることをしない場合、裁たところを本質的な程度で実行することをしない場合、裁された罰金以外の制裁を取消し、これについて新たな制裁された罰金以外の制裁を取消し、これについて新たな制裁を定めることができる。裁判所は、警告が十分な制裁である場合には、制裁の取消しに替えて、対象者に警告を言渡すこともできる。

一項に示す以外の理由で、少年契約又は保護計画によ

右の保護もしくは措置が右の契約もしくは保護計画で計画 り計画された保護又は計画された措置が実現しないか又は

の判決が本質的な部分で相当な期間内に完了し得ない場合 ことができる。第一項に示す以外の理由で、少年奉仕命令 金以外の制裁を取消し、これについて新たな制裁を定める 検察官の申立に基づき判決中の犯罪について宣告された罰 されたところからはなはだしく逸脱する場合、 裁判所は、

も同様である。

宣告された罰金に相当な配慮をしなければならない。(二 制裁の結果対象者が負担したこと及び第三条第二項により る場合、 ○○六年法律第八九一号) 裁判所が第一項又は第二項による取消しについて決定す 新たな制裁を定めるとき、 裁判所は、 取消された

第五条

由がある場合はこの限りでない。 際の被告人の年齢又はその他の事情にてらして、特別な理 鎖的少年保護に定めなければならない。但し、 あると認めるとき、 裁判所が第三十章を適用して、 男又は女が十八歳未満で罪を犯した場合であって、 裁判所はそれに替えて制裁を定期の閉 制裁を拘禁に定めるべきで 司法処理の

(一九九八年法律第六○三号)に定める。 (二○○六年法律 執行に関する規定は閉鎖的少年保護の執行に関する法律

に定めることができる。

裁判所は、

閉鎖的少年保護の期間を十四日以上四年以下

第八九一号)

六、三十六章中企業罰金に関する規定に改正があり、 金の金額が五千クローネ以上一千万クローネに変更された その要件等に変更が加えられた。

七、この他、以上に関連して技術的な改正がなされている。